

委員会提出議案第1号

発 議 書

次の案を提出する。

市長の専決処分事項の指定についての一部改正
について

令和8年2月20日

提 出 者

議会運営委員長

梶 山 政 孝

呉市議会議長 中 田 光 政 様

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（昭和46年9月29日議決）の一部を次のように改正し、令和8年9月24日から施行する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <p>なお、この件は、昭和46年10月1日から効力を生ずるものとし、昭和39年3月21日議決の市長専決処分事項は廃止する。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) <u>地方自治法第243条の2の8第8項</u>の規定により、30万円以下のものについて職員の賠償責任の全部又は一部を免除すること。</p> <p>(5) 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <p>なお、この件は、昭和46年10月1日から効力を生ずるものとし、昭和39年3月21日議決の市長専決処分事項は廃止する。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) <u>地方自治法第243条の2の9第8項</u>の規定により、30万円以下のものについて職員の賠償責任の全部又は一部を免除すること。</p> <p>(5) 略</p>

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴う所要の規定の整理をするため、本案を提出する。